

業務及び財産の状況に関する説明書類

第18期 令和6年7月1日から令和7年6月30日まで

令和7年8月29日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名 **監査法人アヴァンティア**

所在地 東京都千代田区三番町3番地8

代表者 小笠原 直

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 目的

当監査法人は、次の各号に掲げる業務を行うことをその目的としております。

- ① 公認会計士法第2条第1項の業務
- ② 公認会計士法第2条第2項の業務
- ③ 公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

(2) 沿革

平成20年5月16日 設立
現在に至る。

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

当監査法人は無限責任監査法人であります。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当監査法人では、一般事業会社の監査証明業務を中心とした保証業務を提供しております。監査証明業務に係る当事業年度末の監査契約先は106社（前期末比6社増加）であり、売上高の96.6%が同業務に係るものであります。

また、非保証業務としてIPO支援業務や財務デューデリジェンス業務等を提供しております。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

特記事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

令和7年6月30日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	うち大会社等の数
① 金商法・会社法監査	42 社	41 社
② 金商法監査	—	—
③ 会社法監査	15	—
④ 学校法人監査	—	—
⑤ 労働組合監査	—	—
⑥ その他の法定監査	3	—
⑦ その他の任意監査	46	—
計	106	41

(4) 非監査証明業務の状況

区分	対象会社等数
大会社等	5 社
その他の会社等	22
その他	2

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当監査法人は、「社会の公器たる企業と社会的使命感を有する人財の架け橋、すなわちプラットフォームとしての役割を果たすことを通じて、資本市場及び経済社会の健全な発展に寄与すること」を自らのミッション（存在意義）と定義しております。また、個々人における職業的懐疑心の発揮を組織的に促進することができる適正規模の監査法人として、業界最高水準の品質のサービスを提供することを志向して法人運営を行っており、そのために必要な組織体制の構築及び人財の育成を行っております。

② 経営管理に関する措置

当監査法人は、「社員総会」を最高意思決定機関として、高いレベルの監査品質を確保すべく、監査法人としての組織的運営を担保するガバナンス体制を構築しております。法人経営に関する日常的な意思決定機関として、「経営会議」を設置しており、月例で会議を開催しています。また、経営会議で選任された「法人代表CEO」が経営を統括し、法人代表CEOにより選任された「COO」が経営方針に基づいて業務全般を統括しています。さらに、外部の目による経営監視を行う趣旨から、第三者による監督機関として「経営・監査品質監視委員」を設置し、ガバナンスに通じた弁護士が就任しています。

③ 法令遵守に関する措置

当監査法人は、法令遵守については特に配慮しており、適切な内部規程を定めるとともに、その周知徹底により業務の執行の適正を確保するための万全の体制を整備しております。インサイ

ダー取引防止に関しては、「インサイダー取引防止に関する規程」を制定しており、毎年研修を実施すること等で周知徹底を図るほか、全社員・職員を対象に「インサイダー取引防止に関する誓約書」を入手して規程の遵守の確認を行っております。さらに、法令違反行為（不正・粉飾、公認会計士の独立性、インサイダー取引等）に関する情報を、内外から広く収集し、品質向上及びコンプライアンス徹底を図るため、通報窓口「監査ホットライン」を設置しウェブサイト上に開示しています。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任状況

① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

当監査法人は、品質管理システムの整備及び運用に関する責任を担う専門の部門として品質管理部を設置しております。

② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

品質管理部内には一部監査証明業務に従事している兼務者が存在しますが、監査業務のモニタリングを実施するモニタリングチームは品質管理業務に専従しており、事業推進部からの独立性を保持しており、また品質管理業務に必要な時間を十分に確保しております。

(3) 業務の品質の管理の状況等の評価

① 基準日（会計年度中の一定の日）

令和7年6月30日

② 業務の品質の管理の目的

当監査法人は、「社会の公器たる企業と社会的使命感を有する人財の架け橋、すなわちプラットフォームとしての役割を果たすことを通じて、資本市場及び経済社会の健全な発展に寄与すること」を自らのミッション（存在意義）と定義しております。これを担保するものは、社会からの信頼に値する高い監査品質であるため、業務の品質の管理を行っております。

③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア. 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

当監査法人は、監査基準をはじめ、関係法令及び日本公認会計士協会が定める倫理規則等の諸規則を遵守するよう品質目標として設定するとともに規程を定め、日常的に職業倫理及び独立性の重要性を全ての職員に伝達するとともに、研修を実施することにより、その遵守について周知徹底を図っております。また、職業倫理及び独立性に関する規程の遵守状況について、モニタリングを実施しております。

独立性の保持については、品質管理部が厳格に管理しており、全職員に対して年に1回（7月）、独立性を確認しております。

また、監査業務の長期間の関与による馴れ合いを防止する趣旨からローテーション・ルールを設けております。大会社等の監査業務については、チームメンバー及び審査担当社員のローテーションを次表の期間に従い実施しております。

役割	最長関与期間	インターバル期間
筆頭業務執行社員	7年	5年
その他の業務執行社員	7年	2年
審査担当社員	7年	3年
監査補助者（＊）	12年	2年

（＊）重要な判断に関わっていない者を除く。

また、上記以外の会社についても、関与期間が長期にわたる場合には、品質管理部において交代の必要性についての検討を行うこととしております。

イ. 業務に係る契約の締結及び更新

当監査法人は、監査契約の新規の締結及び更新に関する品質目標を設定し、独立性に問題がないことを前提として、経営者の誠実性、ビジネスモデル、ガバナンス、コンプライアンス、決算内容等を十分に確認し、監査リスクの評価を適切かつ厳格に行うとともに、当監査法人の受入能力及び監査報酬等を含め、総合的に勘案した上で、所定の規程に基づく承認手続を経て、監査契約の新規の締結及び更新の可否を決定しております。また、監査契約の新規の締結及び更新の後に、当該契約の解除につながる可能性のある情報を把握した場合に対処するための方針又は手続を定めております。

ウ. 業務を担当する社員その他の者の選任

当監査法人は、社員がその職責を果たすための適切な適性、能力及び権限を有し、十分な時間を確保できることなど監査責任者としての適格性について、事業推進部長が品質管理部長と協議の上、被監査会社ごとに適切な業務執行社員の選任を行いCOOに報告する体制としております。

また、補助者についても、被監査会社の特性、監査補助者の監査経験・能力・適性、リソース、成長機会の提供及びチームとしてのバランス等を勘案して選任しております。

エ. 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分 (社員の報酬の決定に関する事項)

当監査法人は、社員及び職員ともに「人事評価ガイドライン」において求める人財像を定め、職位ごとに求められる職位要件を明文化しており、当該ガイドラインに準拠した人事評価を実施しております。その評価結果に基づき社員の報酬も決定しております。なお、人事評価基準は、監査品質を最重視するという法人の基本方針を強く反映しており、社員については業務品質に関する成果のウエイトを職員と比較してより高く設定しております。

(社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項)

当監査法人は、人財開発室において、教育研修・訓練の計画立案、実施を行っており、継続的な職業的専門家としての能力開発及び実務経験が得られるよう指導しております。

また、監査実施者に対し、日本公認会計士協会が定めるCPD履修義務達成要件を満たしていることを品質管理部において確かめております。

さらに、監査の職業的専門家としての枠を超えた広くビジネスに通用するための教育研修・訓練も行い、リスク感覚、バランス感覚を醸成しております。

オ. 業務の実施及びその審査

(専門的な見解の問合せ)

当監査法人は、監査業務の実施における専門的な見解の問合せに関する品質目標を設定し、判断に困難が伴う重要な事項等については、原則として品質管理部が取りまとめることとし、監査チーム又は品質管理部が当監査法人内外の専門家との討議等を通じて、専門的な見解を得ることとしております。

(監査上の判断の相違の解決)

当監査法人は、監査業務の実施における監査上の判断の相違に関する品質目標を設定し、業務執行社員と審査担当社員又は審査会との間や監査実施者間及び専門的な見解の問合せの依頼者と助言者との間で、監査上の判断の相違が発生した場合には、それが解決しない限りは（審査が完了しない場合を含む。）監査報告書を発行しない体制としております。早期に監査上の判断の相違を識別し、その解決に向けて最大限の努力を行うようにしております。

(監査証明業務に係る審査)

(ア) 審査体制

当監査法人は、監査チームが行った監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するため、品質管理規程等に基づいた審査を実施しております。審査は、審査担当社員による審査を原則としておりますが、監査リスク等を勘案して当監査法人が定める一定の事項に該当する場合には、リスクに応じてより実効性のある審査を実施するという趣旨から、合議制による審査の対象としております（審査担当社員による審査と合議制による審査の併用方式）。

また、当監査法人では、品質管理規程及び審査ガイドラインに従って、審査担当社員及び監査チームの責任が果たされていること、審査担当社員が監査の計画、実施及び報告における重要な事項、判断及び結論について、適時に適切な審査を行っていることを確かめております。

(イ) 審査担当社員

審査担当社員は、社員のうち、審査対象会社の業務執行社員、定期的な検証を行う担当者及び監査補助者として監査業務を担当した社員を除く社員1名を、監査業務ごとに事業推進部長と品質管理部長が協議の上、選任しております。

審査担当社員は十分な審査時間の確保とともに、適性、能力及び適切な権限を有すること、並びに審査の担当者として、客観性及び独立性を保持し、職業倫理を遵守できることを確かめたいうえで、選任しております。

審査担当社員は、品質管理規程等に従って、監査業務に係る審査の内容及び結論を、監査調書として記録及び保存しております。

(ロ) 合議制による審査会

合議制による審査会は、審査対象会社の業務執行社員、定期的な検証を行う担当者及び監査補助者として監査業務を担当した社員を除く3名の社員により構成されます。

(エ) 審査は、被監査会社ごとに大別すると3種類あります。監査計画立案後に行う監査計画審査、監査意見（レビューの結論を含む。）を形成する前に行う監査意見審査及び開示書類（計算書類、有価証券報告書等）提出前に行う開示書類審査です。特に重要であると認識しているのは監査意見審査であり、特に検討を要する事項があり、監査意見に重要な影響をもたらすような場合には、事前意見審査を開催しております。

(監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するための体制の整備状況)

当監査法人は、監査ファイルの最終的な整理、監査調書の管理及び監査調書の保存や廃棄に関する方針及び手続を定めております。

監査調書は監査報告書ごとに監査ファイルとしてまとめ、監査報告書日から原則として60日以内に整理を完了することとしております。

また、改ざん防止機能が具備された電子監査調書システム(AQuA)を開発の上、活用しており、監査調書に関し、機密性、保管の安全性、アクセス可能性及び検索可能性を確保しております。なお、監査調書に記録された秘密の保持のため、正当な理由なく監査調書を他に示さないこととし、特に個人情報保護することに関する法令等に留意することとしております。

カ. 業務に関する情報の収集及び伝達

(情報と伝達に関する品質目標の設定)

当監査法人は、情報と伝達に関する品質目標を設定し、監査役等との品質管理システムに関する協議、外部の者への品質管理システムに関する情報の提供について、内容、時期及び形式を含めた方針及び手続を定めております。

(監査事務所の内外から情報を適切に収集し、活用するための方針又は手続の設定及び当該方針又は手続の遵守)

監査の品質向上及び法令遵守体制の強化に資するほか、監査業務に対する不服や疑義の申立てを行うことができるように、ウェブサイト上に通報手段を開示し、通報に適宜対処するための体制を整備しております。

(監査役等との品質管理システムに関する協議に係る内容、時期及び形式を含めた方針又は手続の設定)

当監査法人は、監査計画説明時及び監査結果説明時において、会社計算規則131条に基づき、「会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関する事項」を監査役等へ通知しており、品質管理システムがより質の高い監査を一貫して実施することをどのように支援しているかについて、監査役等とのコミュニケーションを実施しております。

(必要に応じて実施する監査事務所の外部の者への品質管理システムに関する情報の提供に係る内容、時期及び形式を含めた方針又は手続の設定)

当監査法人は、監査事務所の外部の者への品質管理システムに関する情報提供として、「法人経営に関する透明性報告書」を作成し、毎年発行しております。また、同報告書は当監査法人のウェブサイトにおいて公開しております。

(品質管理システムの状況等について、監査報告の利用者が適切に評価できるような十分な透明性の確保)

当監査法人は、「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)を採用し、すべての原則を適用しています。監査法人のガバナンス・コードへの対応状況については、上記の「法人経営に関する透明性報告書」に記載事項として含まれており、品質管理システムの状況等について監査報告の利用者が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保しております。

キ. 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当監査法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について、品質目標を設定するとともに、監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するため、日本公認会計士協会の監査基準報告書 900 に準拠して、監査人の交代における監査業務の引継ぎについての方針及び手続を定めております。また、実施した引継ぎの状況を品質管理部に報告することを定めております。

ク. アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

品質管理システムの整備及び運用に関する責任については、法人代表 CEO が最終的な責任を負っております。また、品質管理システムの整備及び運用に関する責任部署として、品質管理部を設けております。

ケ. アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

（品質管理システムの整備及び運用）

当監査法人は、監査業務の品質を、主体的に管理し、合理的に確保するために、当監査法人が実施する業務の内容及び状況並びに当監査法人の性質及び状況を考慮した上で、職業的専門家としての判断に基づき、品質管理システムを適切に整備し、運用しております。そのために、「監査に関する品質管理基準」及び品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」に対する当監査法人の基本方針は、法人代表CEOを最高責任者として、COOが品質管理部長と連携して主体的にマネジメントし、COOが基本方針として取りまとめた上で、経営会議での議論を経て、基本方針として決定しております。

本基本方針の更新は少なくとも年に一度は行うものとし、その他必要に応じて経営環境の変化等に適切に対応して行っております。

（監査事務所のリスク評価プロセス）

当監査法人は、品質管理システムの構成要素に関連して、社会から期待される高い監査品質を実現するために必要となる個々の品質目標を設定しております。そして、当該品質目標の達成を阻害し得るリスクとして品質リスクを識別及び評価しております。さらに、識別及び評価した品質リスクに対処するための対応をデザインし適用することを通じて、高い監査品質の実現を担保しております。

コ. アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

（品質管理部によるモニタリング）

品質管理システムに関する日常的監視は品質管理部が所管し、個々の監査業務において、法人全体の品質管理システムが有効に運用されているかを、常に監査計画、監査実施過程、監査意見形成等のプロセスを通じてモニタリングしております。

また、日常的な監視のほかに、定期的（原則として 1 名のパートナーにつき少なくとも 3 年に 1 回）に監査業務を検証することとしております。

(品質管理上の不備に対する改善プロセス)

品質管理部によるモニタリング、改善活動の実施、監査事務所の外部からの検査及びその他の関連する情報から得られた発見事項の評価と不備の識別を行い、識別された不備の根本原因を調査し、不備の重大性及び広範性を評価するとともに、不備に対処するための是正措置を、その根本原因の分析結果に応じてデザインし、適用しております。

また、これらの内容については、監査チーム及び品質管理システムにおいて活動を実施する者へ伝達し、各自がその責任に応じて迅速かつ適切な措置を講じることを可能としております。

④ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

当監査法人は、2025年6月30日を基準日として品質管理システムの評価を実施した結果、当監査法人の品質管理システムについて重大な不備は検出されず、品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当監査法人に提供していると評価しております。

(4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

特定社員については、社員規程において監査業務を執行する権利と義務を有しない旨、また、特定社員を含む全社員数及び経営会議の構成メンバーのうち、特定社員の占める割合は25%を超えないものと規定しております。

(5) 直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

令和7年1月

(6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当監査法人の法人代表CEO小笠原直は、当監査法人第18期（自令和6年7月1日至令和7年6月30日）の業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しました。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行った者又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません。

6. 外国会計事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
19 人	2 人	21 人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員総会	法人の基本事項に係る意思決定を行う。	19 人	2 人	21 人
経営会議	日常的な法人業務の運営に関わる意思決定を行う。	4 人	1 人	5 人

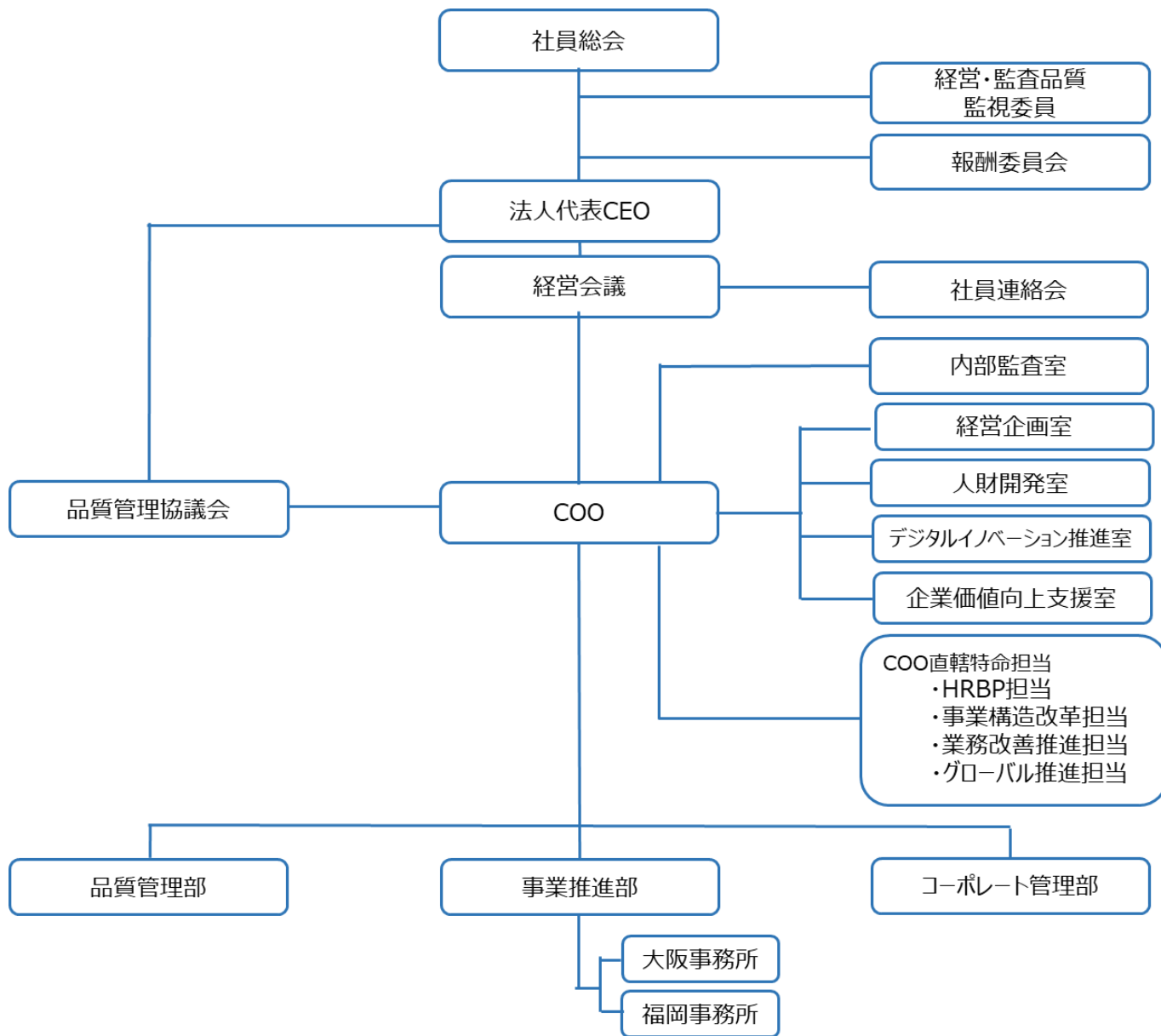
三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 東京事務所	東京都千代田区三番町3番地8	17 人	2 人	19 人	40 人
(従) 福岡事務所	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目4番25号	1	—	1	1
(従) 大阪事務所	大阪府大阪市中央区安土町二丁目3番13号	1	—	1	8

四. 監査法人の組織の概要

組織図

(令和7年6月30日現在)



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第17期 令和5年7月1日～令和6年6月30日	第18期 令和6年7月1日～令和7年6月30日
売上高		
監査証明業務	2,065,806	2,596,595
非監査証明業務	89,577	91,025
合 計	2,155,384	2,687,621

2. 直近二会計年度の計算書類

無限責任監査法人のため添付しておりません。

3. 2.に掲げる計算書類に対する監査報告書

無限責任監査法人のため添付しておりません。

六. 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

ユナイテッド株式会社
株式会社安楽亭
株式会社メンバーズ
株式会社アイフリークモバイル
株式会社アドバンスト・メディア
株式会社 f o n f u n
株式会社ソフィアホールディングス
サンコーテクノ株式会社
株式会社 D e f c o n s u l t i n g （旧：株式会社 S u c c e s s H o l d e r s）
株式会社エー・ピーホールディングス
小倉クラッチ株式会社
株式会社一蔵
株式会社ジーニー
株式会社オールアバウト
ミナトホールディングス株式会社
E N E C H A N G E 株式会社
株式会社広濟堂ホールディングス
ポート株式会社
三協フロンテア株式会社
サノヤスホールディングス株式会社
ソーシャルワイヤー株式会社
インスペック株式会社
株式会社大盛工業
株式会社インタートレード
株式会社篠崎屋
株式会社オークファン
株式会社 S a p e e t
株式会社 A V i C
株式会社アゴラ ホスピタリティー グループ
ラオックスホールディングス株式会社
株式会社モバイルファクトリー
株式会社東京ソワール
株式会社ハイパー
株式会社ダイレクトマーケティングミックス
株式会社 A C S L
千代田インテグレ株式会社
Z E T A 株式会社（旧：サイジニア株式会社）
株式会社日本色材工業研究所
株式会社トレジャー・ファクトリー
株式会社メディアドゥ
オーブングループ株式会社

以 上